

日常生活支援

配食サービス

対象 おおむね65歳以上の一人暮らしまたは、高齢者だけの世帯の方で、心身機能の低下により炊事が困難と思われる方

内容 ボランティアや業者により昼食の配送を行います。
【配送日】 月曜日から金曜日の間で3日間まで選択できます。
【自己負担】 1食につき400円です。
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始の期間は利用できません。

◆担当：高齢者支援課地域支援係 内線2157・2158
社会福祉協議会 0428-22-1233
申請は地域包括支援センターへ（16ページ参照）

紙おむつの給付

対象 おおむね65歳以上の方で、失禁・寝たきり状態にある等の理由で紙おむつを必要としている方で、市民税非課税の世帯で在宅の方

内容 紙おむつ、尿とりパッド、おむつカバーを毎月給付します。
給付内訳は対象者一人につき月額8,000円を限度とします。
種類・数量等は自由に選択できます。給付額の1割の費用負担が必要です。

◆担当：高齢者支援課地域支援係 内線2157・2158
申請は地域包括支援センターへ（16ページ参照）

寝具乾燥サービス

対象 65歳以上の寝たきりの方がいる世帯、65歳以上で一人暮らしの方、65歳以上の方だけの世帯で、寝具乾燥が困難な方

内容 月に1回、4枚までの寝具乾燥サービスを1割の費用負担(210円)で行います。

◆担当：高齢者支援課地域支援係 内線2157・2158
申請は地域包括支援センターへ（16ページ参照）

日常生活支援

訪問理美容サービス

対象

65歳以上で介護保険要介護3、4、5の認定があり在宅の方

内容

訪問サービス券を交付し、自宅で理美容を受ける際の訪問料金(出張料)を助成します。年間6回分を限度に交付します。

インターネットから電子申請ができます。詳しくは下記二次元コードまたは市ホームページをご覧ください。

青梅市 訪問理美容

検索



◆担当：高齢者支援課地域支援係 内線2157・2158



日常生活支援

日常生活用具の給付

対象

65歳以上の方で、介護保険で非該当(自立)と判定されたが介護用品の給付が必要と認められる方

内容

入浴補助用具、歩行補助車(シルバーカー)等を基準額まで1割(一定以上所得者は2割または3割)の費用負担で給付します。

※自己負担について、介護サービスを利用する場合の利用者負担割合が2割または3割となる所得基準に該当する世帯については、自己負担が2割または3割となります。

◎基準額

- ・腰掛便座 51,500円 ・ 入浴補助用具 90,000円
- ・歩行支援用具 53,600円 ・ 段差解消機 50,500円
- ・歩行補助車(シルバーカー) 35,100円

※介護保険とは別に本人の身体状況等の訪問調査があります。購入後の助成はできませんので、事前に申請してください。

◆担当：高齢者支援課地域支援係 内線2157・2158
申請は地域包括支援センターへ(16ページ参照)

いきいきサービス

対象

おおむね65歳以上の方または障害をお持ちの方で、在宅での日常生活に困っている方。

内容

市民の助け合いによる登録者の協力を得て、在宅での日常生活に必要な家事などのお手伝いをします。

利用料金

1時間900円(税込)
また、交通費を負担していただくことがあります。

◆担当：社会福祉協議会 0428-22-1233



日常生活支援

車いすの貸出し

対象 歩行困難な方（介護保険によるサービスを受けている方を除く）

内容 散歩、通院、旅行等で車いすが必要な場合、無料でお貸しします。
貸出期間は、原則として最長1か月間です。

◆担当：社会福祉協議会 0428-22-1233



ハンディキャブの貸出し

対象 車いすを利用している方の家族、一般乗用車に乗車困難な方の家族、その他青梅市社会福祉協議会会長が特に必要と認めた方

内容 車いすごと乗車可能な自動車の貸し出しを行っています。車両の貸し出しのみで、運転手の手配は行っていません。申し込みは、利用の3か月前から先着順で受け付けます。

貸出し車両

- ① マツダ AZ ワゴン：定員3人・軽自動車（スロープ式）
- ② 日産セレナ：定員6人・普通車（ワンボックス・自動リフト）

※ 利用料は無料ですが、使用した分の燃料費をご負担いただきます。
詳細については、お問い合わせください。

◆担当：社会福祉協議会 0428-22-1233

自動通話録音機無償貸与

対象 65歳以上の高齢者がいる世帯

内容 振り込め詐欺等の特殊詐欺対策として、自動通話録音機の無償貸出しを行っています。
電話機と電話回線の間、簡単に取り付けられます。
※台数に限りがありますので、事前にお問い合わせください。

◆担当：市民安全課市民安全係 内線2311



日常生活支援

救急通報システム

対象 おおむね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者だけの世帯の方等で、発作を起こしやすい病気等があり日常生活を営む上で常時注意を必要とする方で、設置が必要と認められる方

内容 家庭での病気などの緊急事態になったとき、民間受信センターへの通報により、専門の現場派遣員による速やかな援助が受けられるサービスです。なお、本人の身体状況等の調査があります。

本人が住民税課税の方	設置時に7,030円程度の費用負担
------------	-------------------

本人が住民税非課税の方	自己負担なし
-------------	--------

◆担当：高齢者支援課地域支援係 内線2157・2158
申請は地域包括支援センターへ（16ページ参照）

緊急通報サービス

対象 おおむね65歳以上の方または障害をお持ちの方で、在宅での日常生活に不安のある方。同居の家族の有無は問いません。

内容 急な発病、発作、けが、押し売りなど、身の危険を感じたとき、ペンダント型救急ボタンを押すと24時間体制の警備会社に通報され、所定の連絡などを行います。

基本料金
(緊急通報・非常ボタン・火災感知器・防犯)
月額 4,235円(税込)

※ご希望により別料金で、下記システムをご利用いただけます。

※ライフ監視システム	月額 522円(税込)
------------	-------------

※ガス監視システム	月額 941円(税込)
-----------	-------------

※火災感知器増設	月額 156円(1個あたり・税込)
----------	-------------------

※防犯センサー増設	別途費用負担あり
-----------	----------

◆担当：社会福祉協議会 0428-22-1233

日常生活支援

住宅火災通報システム

対象

おおむね65歳以上の一人暮らしの方等で設置が必要と認められる方

内容

①火災で緊急事態になったとき、火災警報器と専用の通報機との連動により、消防車の出動が受けられるサービスです。本人の生活状況などの調査があります。※固定電話（アナログ回線）が必要です。

②電磁調理器等の専用通報機を除く機器の単品給付を行い、初期警報・消火とその予防を図ります。

本人が住民税課税の方は、設置時に①18,070円程度、②1,550円～の自己負担があります。住民税非課税の方は自己負担はありません。

◆担当：高齢者支援課地域支援係 内線2157・2158
申請は地域包括支援センターへ（16ページ参照）

地域福祉権利擁護事業

対象

認知症などの物忘れや、知的障害、精神障害などの症状で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方

内容

- ①福祉サービスの利用援助（必須）
- ②日常的金銭管理サービス（オプション）
- ③書類等の預りサービス（オプション）

◆担当：成年後見・権利擁護センターおうめ（社会福祉協議会）0428-23-7868

成年後見制度推進事業

対象

認知症や障害等により判断能力が十分でない方、資力や身内の有無によらず成年後見制度を必要とされる方およびその支援者

内容

成年後見制度の利用や権利擁護のための相談支援と、判断能力が十分でない方の日常生活を支えるため、関係機関と連携しサポートを行います。

成年後見制度に関する市民講座も実施しています。

◆担当：成年後見・権利擁護センターおうめ（社会福祉協議会）0428-23-7868
福祉総務課庶務係 内線2333・2334

日常生活支援

福祉専門無料相談

内容

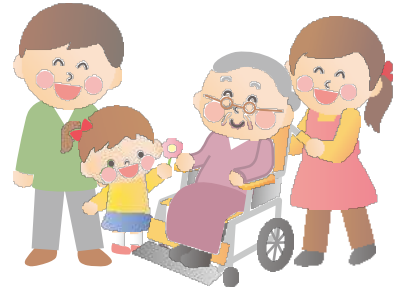
成年後見、遺言および相続等に関する相談を弁護士がお受けします。
(1件30分) 事前に予約が必要です。

時間

第2火曜日 9時30分～11時30分
第4水曜日 17時～20時

会場

青梅市福祉センター 1階相談室



◆担当：成年後見・権利擁護センターおうめ(社会福祉協議会) 0428-23-7868

福祉電話

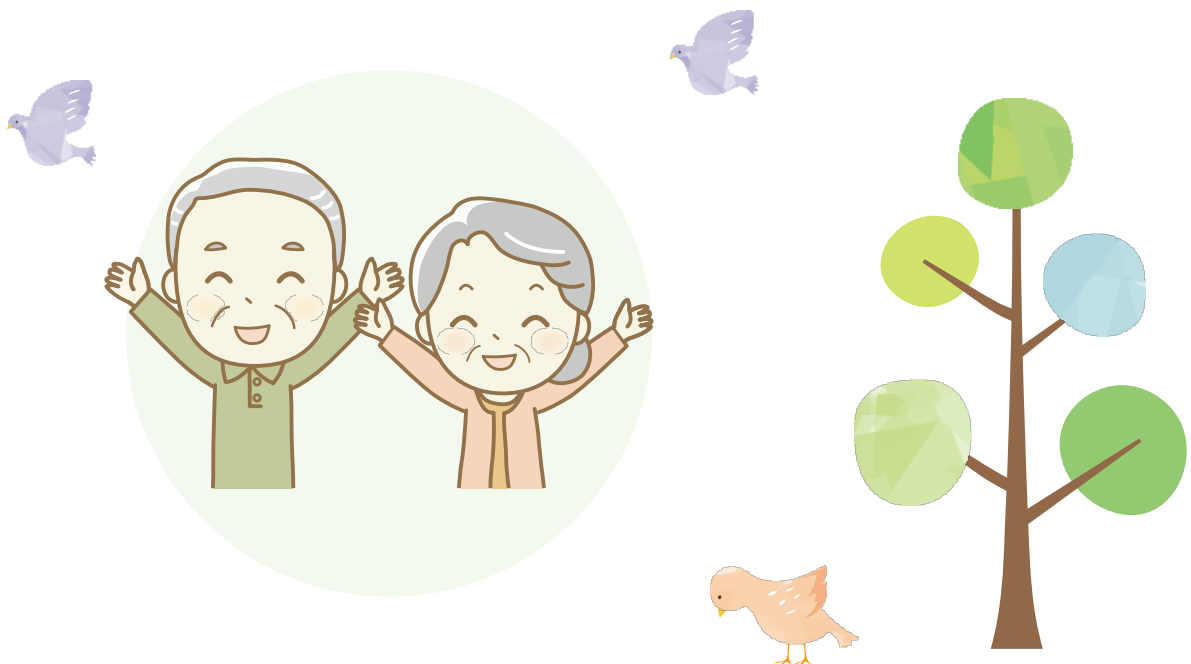
対象

65歳以上の一人暮らしか、65歳以上の高齢者だけの世帯で、近隣に親族が居住していない市民税が非課税等で現在電話がない世帯の方

内容

電話加入権の貸与、設置工事費の助成と、ご本人の希望により週に2回まで、市より安否の確認を行います。

◆担当：高齢者支援課地域支援係 内線2157・2158



日常生活支援

消費者相談

対象

契約・解約や販売方法、商品・サービスなどに関する消費者トラブルでお困りの方

内容

専門の消費生活相談員が相談をお受けします。相談は無料です。
電話または来所にて受け付けています。

① 青梅市消費者相談室（青梅市役所市民安全課内）

電話番号 0428-22-6000(相談専用)

相談日時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前 10 時～12 時および午後 1 時～4 時

毎月第 2・4 火曜日は、午後 6 時まで受付

② 東京都消費生活総合センター（飯田橋）

住所 新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16 階

相談専用電話 03-3235-1155

架空請求専用電話 03-3235-2400

高齢者被害 110 番 電話 03-3235-3366

- #### ③ 消費者ホットライン 188(いやや)番（国民生活センター）
- 消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先を御存知でない消費者の方に、お近くの消費生活相談窓口を御案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談の補完をするなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて、原則毎日御利用いただけます。

◆担当：①市民安全課市民相談係 内線2312・2313・2314

②東京都消費生活総合センター（飯田橋）へ

③国民生活センター



日常生活支援

家具転倒防止器具等支給取付事業

対象

次の①～③のいずれかに該当し、かつ、今までに青梅市から家具転倒防止器具などの支給を受けたことのない世帯

①立川断層が推定されるライン周辺の地域および立川断層帯地震の際に震度6強以上が想定される地域のうち、下記に掲げる地域内にお住まいの世帯

地区	丁目	地区	丁目
駒木町	2丁目、3丁目	和田町	全域
長淵	1丁目～5丁目、8丁目、9丁目	富岡	全域
友田町	全域	小曾木	1丁目、2丁目、4丁目、5丁目
千ヶ瀬町	1丁目～3丁目	成木	1丁目、2丁目
吹上	全域	東青梅	全域
野上町	全域	師岡町	全域
大門	全域	新町	全域
塩船	全域	末広町	全域
谷野	全域	河辺町	全域
木野下	全域	藤橋	全域
今寺	全域	今井	全域
畑中	3丁目		

②満65歳以上の方のみの世帯(市内全域が対象となります。)

③身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯(市内全域が対象となります。)

内容

大きな地震が発生した際は、倒れてきた家具等によりけがをする方が多く発生します。市では、家具等の転倒を防止するため、家具転倒防止器具等の無料支給・取付を行います。

◆担当：申し込み 防災課危機管理係……………内線2503
 問い合わせ 防災課危機管理係……………内線2503
 高齢者支援課地域支援係……………内線2157
 障がい者福祉課庶務係……………内線2131

日常生活支援

見守り支援ネットワーク

対 象 市民

内 容 電気・ガス事業者・ごみ回収業者・新聞販売店・生協・金融機関などの民間事業者等と市では見守りに関する協定を締結しており、日常業務の中で「緩やかな見守り」を行っていただいています。民間事業者等が異変を発見した場合は市へ連絡をいただき、市では関係機関や地域と連携し、安否確認等を行います。



このマークが目印です。

◆担当：高齢者支援課地域支援係 内線2157・2158

青梅市見守り支援ネットワーク事業協定締結事業者一覧

(令和4年4月現在)

協定締結事業者(42社)	
東京電力パワーグリッド株式会社立川支社	青梅信用金庫(市内店舗)
青梅ガス株式会社	生活協同組合パルシステム東京
青梅LPG協会	アルフレッサ株式会社青梅支店
日本郵便株式会社青梅郵便局	青梅市商工会連合会
日本郵便株式会社羽村郵便局 (現在は御岳郵便局に変更)	藍澤証券株式会社青梅支店(日本アジア証券を吸収合併)
一般廃棄物収集運搬業者 青梅新興株式会社	京王自動車多摩西株式会社
一般廃棄物収集運搬業者 スイハン企業株式会社	株式会社村尾組そうしんホール青梅
一般廃棄物収集運搬業者 株式会社大島商事	株式会社オザム
朝日新聞販売店・毎日新聞販売店 8店舗	株式会社スズケン福生支店
読売新聞販売店 5店舗	住友生命保険相互会社東京西支社
ヤマト運輸株式会社青梅支店	むさし証券株式会社飯能支店
東京都水道局	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
生活協同組合コープみらい	有限会社A.R.C.
第一生命保険株式会社立川支社	東都生活協同組合
多摩きた生活クラブ生活協同組合	東邦薬品株式会社羽村営業所
株式会社いなげや	(順不同)

日常生活支援

住宅改造費の助成

対象 おおむね65歳以上の方で、住宅の改造が必要と認められる方
(介護保険による要介護認定の判定を受けてください。)

内容 以下の種目において、必要と認められる方に、基準額まで1割(一定以上所得者は2割または3割)の自己負担で現物助成します。

種目	基準額	要介護認定の要件
浴槽	379,000円	介護保険による要介護認定が必要
流し台	156,000円	
洋式便器	106,000円	
手すりの取付け等 (介護保険と同様の内容)	200,000円	介護保険による要介護認定の判定結果が非該当(自立)

介護保険の調査とは別に本人の身体状況等および家屋の訪問調査があります。また、工事着工後の申請については助成できませんので、事前に申請してください。

なおリフォーム※を目的とした工事は対象外になります。

費用負担については、日常生活用具(20ページ参照)と同じです。

※リフォーム……新築時の目論見に近づくように復元する(修繕)。

◆担当：高齢者支援課地域支援係 内線2157・2158
申請は地域包括支援センターへ(16ページ参照)

介護DVDの貸出し

対象 一般市民、ボランティアグループ、福祉施設、団体関係者など

内容 在宅の介護者やボランティアの方々に、高齢者の介護のためのDVDを無料で貸し出します。

◆担当：高齢者支援課地域支援係 内線2157・2158

日常生活支援

指定収集袋の減免

対象 世帯全員が65歳以上で市民税非課税の世帯

内容 年度に一回、指定収集袋を無料で交換できる引換券をお送りします。中型以下の種類を最大10組(100枚)まで選び、指定収集袋取扱店、市役所清掃リサイクル課、リサイクルセンター、各市民センターで受け取ることができます。過去に一度も申請したことがない世帯は、本人確認が取れるもの(運転免許証等)をお持ちのうえ、申請先へお申し込みください。

申請 清掃リサイクル課 または 各市民センターへ

◆担当：清掃リサイクル課清掃係 内線2514・2515

おむつの無料排出

対象 市民

内容 燃やすごみの収集日に、家庭から出る成人用・子ども用のおむつを無料で回収しています。汚物を取り除き、透明または半透明の袋に入れて排出してください。なお、ペット用のおむつは対象外となるため、燃やすごみの指定収集袋に入れて排出してください。

◆担当：清掃リサイクル課清掃係 内線2514・2515

寝たきり等高齢者見舞い品事業

対象 70歳以上の常時介護が必要な状況にある在宅の方で、社会福祉協議会が実施する「在宅介護が必要な高齢者実態調査」に御協力をいただいた世帯

内容 民生委員を通じて介護用品をお見舞い品としてお届けします。

◆担当：社会福祉協議会 0428-22-1233

日常生活支援

障害者控除対象者認定書の発行

対 象

65歳以上の方で、要介護認定を受けられている寝たきりの方や認知症の方など所定の要件に該当する方

内 容

所得税や市民税・都民税の申告の際に障害者控除を受けるために必要な障害者控除対象者認定書を発行します。本人またはその扶養者が申請できます。詳しくは、担当までお問い合わせください。

インターネットから電子申請ができます。詳しくは下記二次元コードまたは市ホームページをご覧ください。

青梅市 障害者控除

検索



◆担当：高齢者支援課地域支援係 内線2157・2158

特別障害者手当

対 象

おおむね身体障害者手帳1・2級程度および愛の手帳1・2度程度で、かつこれらの障害が重複している方、またはこれらと同等の疾病、精神障害の方など、重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方に支給される手当です。身体障害者手帳または愛の手帳を取得していなくても、具体的な疾病、外傷により心身に障害がある方は認定される場合があります。ただし、加齢に伴う心身機能の低下は、基本的に非認定となります。

また、施設に入所している方、病院等に3か月を超えて入院している方、所得制限基準を超える方は対象外となります。

内 容

受給資格が認定されると、申請月の翌月分から、毎年2月・5月・8月・11月に各月の前月分までの手当が支給されます。

◆担当：障がい者福祉課庶務係 内線2131・2132

日常生活支援

高齢者世帯への貸付（生活福祉資金貸付制度）

対 象

介護や療養を必要とする65歳以上の高齢者のいる世帯です。高齢者のために貸付が必要であり、返済の見通しがたつ場合に限ります。その他、内容別にも条件があります。ご相談いただいた結果、貸付ができない場合もありますので、収入基準も含めて詳細はお問い合わせください。

内 容

- ・転居等に必要な費用
 - ・福祉用具等の購入に必要な費用
 - ・住宅改修等に必要な費用
 - ・療養に必要な費用
 - ・介護サービスを受けるために必要な費用
- ※上記の費用内容により、貸付の限度枠が異なります。

◆担当：社会福祉協議会 0428-22-1233

葬儀生前契約サポート事業

対 象

単身等で死後の葬儀や納骨等を任せられる親族等がない市民であって、次のすべてに該当する方

- 単身世帯あるいは高齢者(65歳以上)のみの世帯に属する方
- ご自身の葬儀を任せられる親族等がない方
- 健康保険料を控除したご本人の月収入額が20万円以下の方
- ご本人の預貯金の合計額が250万円以下の方
(※なお、生命保険等に参加している場合には、申請時における解約返戻金見込額を上記の額に合算します。)
- ご本人の所有する不動産の評価額および有価証券の価格の合計額が500万円以下の方
- ご本人の葬儀生前契約に対する意思が明瞭な方

内 容

ご自身の葬儀について、事前に相談し決めておくことで安心して生活を送れるように、市内葬儀事業者と葬儀の生前契約を締結するためのサポートを行います。

◆担当：生活福祉課生活自立支援担当 内線2192
(直通 0428-23-5888)